

○ 児童福祉法第 25 条の通告について

昭 26.12.26 刑発防第 28 号 国本刑事部長から  
管区本部長、隊長あて

本年 1 月、児童福祉法の一部が改正され、同法第 25 条の要保護児童の通告は福祉事務所又は児童相談所のいずれにでもできることになつたのであるが、警察から要保護児童を通告する場合については、別紙の通り厚生省児童局長により、申越の次第もあるので、原則としては児童相談所に通告されるよう配意されたい。

自治体警察にも連絡されたい。

(別 紙)

児童福祉法第 25 条の規定による通告について

昭 26.9.27 児発第 1270 号 厚生省児童局長から  
国本刑事部長あて

児童福祉法の運用については、種々御配慮を煩わしておる次第であるが、今般同法の一部が改正され、要保護児童の通告は、児童相談所又は福祉事務所のいずれにもできることになつたので、警察職員より通告される場合には下記の理由により児童相談所に原則として通告されるよう御配慮を煩わしく、この点関係機関並びに自治体警察に趣旨の徹底方をお願いしたい。

なお、この改正規定は、10 月 1 日より施行されるので、申し添える。

記

今回の児童福祉法の一部改正により要保護児童の通告は、第 25 条の改正規定により福祉事務所又は児童相談所の双方で受理するのであるが、第 25 条の 2 及び第 26 条の改正規定により福祉事務所は、主として児童の環境に起因するケースのうち軽易なもの処理に当り児童相談所においては主として児童本人の素質と環境に起因する問題行動、非行等困難なケースの処理に当ることを法の趣旨としており、警察職員より通告されるケースの相当数は福祉事務所では処理できない困難なケースが多いと思料されるので、原則としてこれを直接児童相談所に通告されることが適当であること。

いまかりに、かかる困難なケースが福祉事務所に通告された場合を仮定すると、里親若しくは保護受託者に委託し、又は児童福祉施設に入所を要する児童のケース及び医学的、心理学的、精神衛生上の知識、技術等高度の専門技術をもつて調査判定をするケースは、すべてこれを見童相談所に送致される結果となり（第 25 条の 2 第 1 号）福祉事務所は単なる経由機関となる。したがつて、かかる困難なケースは、充分な措置機能を有する児童相談所に直接に通告されることが、当該措置の効率と煩雑を未然にさけるために必要であること。

なお、福祉事務所においては、児童の一時保護に当る施設が設けられていないので当該児童を夜間において保護することができないこと。

